

調 査 の 概 要

この調査は、統計法による基幹統計として昭和 23 年から実施しているもので、平成 28 年度の本県の調査概要は次のとおりである。

1 調 査 の 目 的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調 査 の 期 日

平成 28 年 5 月 1 日現在

ただし、卒業後の状況調査については、平成 28 年 3 月に卒業した者の同年 5 月 1 日現在の状況である。

3 調 査 の 対 象

- (1) 学校教育法第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 7 項に定める幼保連携型認定こども園
- (3) 学校教育法第 124 条に定める専修学校
- (4) 学校教育法第 134 条に定める各種学校
- (5) 学校教育法第 18 条（就学義務の猶予及び免除）の学齢児童及び生徒

4 百 分 率 の 数 値

小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までを百分率（％）で表示しているため、構成比の和が 100.0%とならない場合がある。

利用者のために

用語の解説

- 1 **教員及び教育・保育職員**とは、校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、講師、教諭等及び保育士を総称したものである。
- 2 **職員及びその他の職員**とは、教員以外の学校職員を総称し、事務職員、学校図書館事務員、養護職員、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員、その他の職員をいう。
- 3 **単式学級**とは、同学年の児童又は生徒のみで編成されている学級をいう。
- 4 **複式学級**とは、2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。
- 5 **特別支援学級**とは、学校教育法第81条第2項各号に該当する児童・生徒（知的障害者・肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）で編成されている学級をいう。
- 6 **就学免除者及び就学猶予者**とは、市町村教育委員会が就学の免除又は猶予の処置を行った者をいう。
- 7 **年齢区分**は、平成28年4月1日現在の満年齢である。
- 8 統計表中「－」は該当のないものを、「0.0」は計算が表示単位未満を示している。
- 9 本調査における国立の幼稚園、小・中学校及び特別支学校については、文部科学省が直接調査した数値を含めて掲載した。
- 10 日高村・佐川町学校組合立加茂小学校及び加茂中学校については、学校の所在地のある日高村に計上した。